

生活保護のしおり



四万十市福祉事務所

生活保護とは

「健康で文化的な最低限度の生活」を保障します。

病気や高齢で働けなくなった、仕事を失った、生計の中心となる人が亡くなったなど、様々な事情によって生活が成り立たなくなってしまう時があります。

生活保護は、そんな時でも「健康で文化的な最低限度の生活」ができるように日本国憲法第25条の理念に基づいて制定された生活保護法で定められた制度です。

生活保護の目的

生活保護は、資産や能力などを活用しても、なお生活に困る人に対して、その状態に応じて必要な生活の援助を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、再び自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。

生活保護利用の流れ

①相談

生活に困っている、生活保護を受けたいと思ったら、まずは福祉事務所に相談しましょう。その際に困っている内容をお聞きし、何らかの方法で解決できないか、ほかの社会保障制度を活用することで生活保護を受けなくても生活ができないかなど一緒に考えさせていただきます。

相談のなかで、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護の利用が必要な場合には申請をしてください。



②申請



生活保護を受けるには、本人の意思で申請する必要があります。
生活保護の申請は、福祉事務所にある「生活保護法による保護申請書」に記入し提出してください。

何らかの事情で本人が申請できないときは、家族や親族が申請することもできます。

※明らかに窮乏した状況にあるときは、本人や家族等からの申請がなくても、福祉事務所の判断で生活保護を開始する場合があります。

③調査

申請書が提出されたら、福祉事務所が必要な調査を行います。

●資産の活用

活用できる資産があれば売却するなどの方法で生活費に充てる必要があります。資産の例としては、預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属などがあります。ただし、個別の事情によっては保有が認められる場合もありますので相談してください。



●能力の活用

世帯の中に働くことができる人がいる場合は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障害、その他の理由で働けない、求職活動しても仕事が見つからない、働いているが低賃金で収入が少ないといった場合には、生活保護制度を利用することができます。

なお、求職活動をするにあたっては、専門員による就労支援も行っています。



● 扶養義務について

配偶者、両親、子、祖父母、兄弟姉妹などの親族から援助を受けることができる場合は受けてください。ただし親族の扶養義務は、可能な範囲の援助を行うというもので、援助が可能な親族がいるということで、生活保護が受けられないということにはなりません。



● ほかの制度の活用

各種年金、諸手当、医療助成といった社会保障制度などの給付を受けることができる場合は、それらを優先して活用していただきます。



④ 結果通知

生活状況や資産状況などの調査を行ったあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。申請のあった日から原則として14日以内（特別な事情で調査に日時を要する場合は最長で30日以内）に結果を通知します。

⑤ 受給開始

生活保護が受けられることが決定したら、支給が始まります。受給開始に当たっては福祉事務所で今後、生活保護を受けるにあたっての注意などの説明を受けます。受給開始後は、担当するケースワーカー（福祉事務所の職員）が訪問調査、就労支援など自立に向けた支援を行います。



生活保護のしくみ

● 保護費

生活保護費は厚生労働大臣が定める「最低生活費」と世帯の収入を比較して、収入が最低生活費を下回る場合、不足部分を生活保護費として支給します。



● 減免措置

生活保護を受けている人は住民税の非課税、国民年金保険料の免除、固定資産税の減免、NHK受信料の免除などの措置を受けることができます。

● 保護費の支給方法

① 毎月の保護費

保護費は、原則として月の初旬に指定の金融機関に振り込みます。

(支給日については、毎年度末に翌年度の支給日程表をお送りします。)

② 臨時の保護費

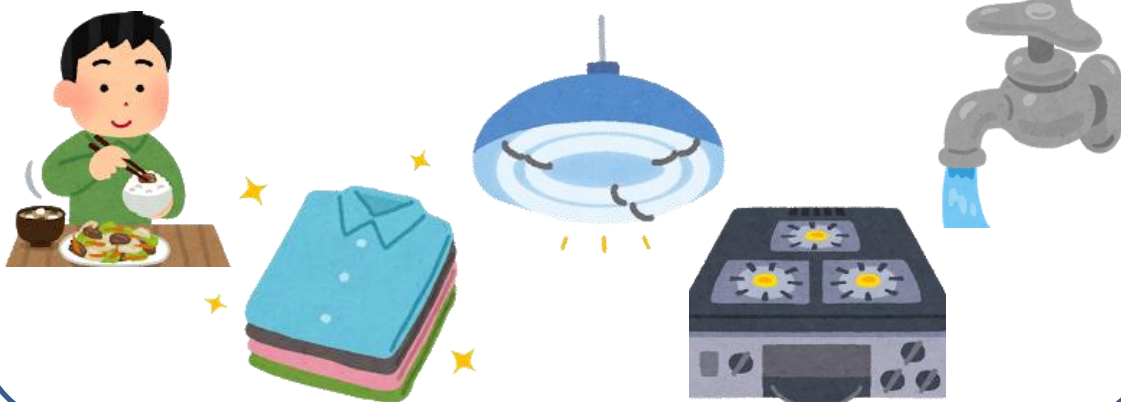
通院に係るバス代や通学定期代など、臨時で必要となる一時的な保護費は、翌月分の保護費に合わせ支給するか、その都度支給します。

生活保護の種類

生活保護を受ける人は、生活上の必要に応じて、次の扶助を受けられます。

①生活扶助

日常生活に必要な費用で、①衣類、食費などの個人単位の費用と②光熱水費などの世帯単位の費用で、個人の年齢や世帯の人数に応じて算定します。



②住宅扶助

家賃、地代、引越しに係る敷金や礼金、住宅の修繕などの費用について定められた限度額内で支給します。



③教育扶助

子どもが義務教育を受けるために必要な学用品、給食費、教材費、クラブ活動費など、人数に応じて定められた基準額で支給します。



④医療扶助

医療費は現物給付（福祉事務所が直接医療機関に費用を納めます。）となり、自己負担の必要はありません。

収入が多い場合は、自己負担額が発生することがあります。



⑤介護扶助

介護認定を受けている人が、介護サービスを受ける際の1割の自己負担が不要となります。

（福祉事務所が直接介護機関に費用を納めます。）



⑥出産扶助

出産時に病院や助産施設などにかかる費用について限度額内で支給します。



⑦生業扶助

高等学校の費用や就労に必要な技能、資格習得に係る費用について支給します。就職の確定したひとが、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用も対象となります。



⑧ 葬祭扶助

世帯員が亡くなった時の葬儀費用について
限度額内で支給します。



進学準備給付金

生活保護世帯の子どもが大学等へ進学する際の新生活立ち上げの費用として給付金が支給されます。支給の対象は、大学、短期大学、専修学校等の定められた特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる人です。

就労自立給付金

生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、脱却直後の不安定な生活を支え、再度生活保護に至ることがないようにすることが重要です。そのため、就労による自立の促進を目的に、安定した職業に就いたこと等により生活保護を必要としなくなった人に対して給付金が支給されます。

生活保護を受ける人の権利

生活保護を受ける人には、次のような権利が保障されています。

- 条件を満たせば、だれでも平等に生活保護を受けることができます。
- 正当な理由がなければ、決定された保護費を削減されたり、保護が受けられなくなることはありません。
- 保護費には、公的な税金が課せられることはありません。
- すでに受けた保護費や保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。



生活保護を受ける人の義務

生活保護を受ける人には、次のような義務があります。

●生活の維持・向上に努める義務

働ける人は、その能力に応じて勤労に励まなければなりません。

健康の保持・増進に努め、病気やけがの人は、医師の指示に従って治療に専念してください。収入・支出その他生計の状況把握をし、支出の節約を図ってください。



●ケースワーカーの指示に従う義務

ケースワーカーから、生活の維持・向上その他保護の目的達成に必要な指導や指示を受けた場合には、従わなければなりません。



●その他の注意すべき義務

家賃、教材費、公共料金等はそれぞれの

用途のために支給しているものですので

滞納はしないようにしてください。

借金はしてはいけません。借金は

収入と認定されますので、結果として

支給される保護費が少なくなります。



生活保護受給中の方へ

あなたの権利

- 福祉事務所長が一度決定した保護の内容は、正当な理由がない限り不利益に変更されることはありません。
- 支給されたお金や品物に対しては、税金を課せられることはありません。
- 既に支給された保護金品、又はこれを受ける権利を差し押さえられることはありません。
- 福祉事務所長が行った保護の決定に対して不服のある場合は、決定の内容を知った日から3ヶ月以内に県（福祉指導課）に対し、不服申し立てを行うことができます。

資産・能力の活用について

- 働くことができる人は、その能力に応じて仕事をしてください。
- 保有を認められた田、畑、宅地、事業用品などの資産は、生活に役立てるために積極的に活用してください。
- 活用する見込みのない資産や必要以上の資産などについては、保有を認めないものとして、売却などを指導することがあります。
- 資産を他人に無償で譲渡しないでください。
- 自動車は、所有も使用も原則として認められません。ただし、所有や使用が認められる場合もありますので相談してください。
- 親や子、兄弟姉妹などがある人は、よく相談して援助を受けてください。
- 離婚している場合は、別れた夫、妻との間でこどもの養育費の取り決めをするようにしてください。
- 保護費などは、無駄のないように計画的に使うようにしてください。



届け出の義務について

次の場合は、必ず福祉事務所に届け出る必要があります。

- 常用、日雇、内職、自営業など働いて収入を得ている人は、毎月、収入申告書（給与証明書）を提出してください。
 - 年金（企業年金を含む）や児童扶養手当や児童手当などの各種手当を受給するようになったり、受給額が変わったりするときには、すぐに申告してください。
 - 資産を処分したとき、補償金や生命保険金などを受け取ったとき、財産を相続するなど資産を取得したとき、親族からの援助収入があったときは、すぐに届け出てください。
 - その他収入があったときは必ず届け出てください。
- ※収入額や変更額の申告をしていなかったことが後日判明した場合、その収入相当額を返還していただくことになるほか、不正受給として扱われ、保護の変更や停廃止、刑事告発などの処分を受けることがあります。
- 家族が増えたり減ったりしたとき、住居をかえるときなどは、届け出てください。



収入の申告について

- 収入申告を適正に行えば、次のような控除や、収入として認定しない取扱いができることがあります。

※控除とは、収入から一定の金額を差し引くことです。

控除された分は手元に残ることになります。



【就労収入に対する控除】

① 基礎控除

就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。

② 未成年者控除

未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに、一定の金額が控除されます。

③ その他の必要経費

社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。



【高校生のアルバイト収入】

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や、修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校への入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取扱いとなります。

保護費の支給について

- 原則として、毎月の保護費（生活扶助や住宅扶助など）は月の初旬に支給します。保護費は、市役所窓口で現金で受け取ることも可能ですが、なるべく口座振込をお願いします。



- 住宅扶助は、家賃の支払いを目的とした保護費ですので家賃の支払いは滞りなく行ってください。家賃を支払わず、他の目的に使用した場合は返還の対象となります。
- 医療費や介護費については、福祉事務所から医療機関や介護機関に直接支払われますので、基本的に本人の負担額はありますが、収入が多い場合は、一部医療費や介護費を負担していただく場合があります。

費用の返還について

- 資力がありながら保護を受けた場合は、保護に要した費用を返還しなければなりません。資力の例として、保有の認められない不動産（宅地、田畑、山林等）や自動車等の売却収入、生命保険解約返戻金、交通事故等の補償金などがあります。また、就労や年金などの収入があったことが後でわかった場合も返還の対象となります。

指導指示に従う義務について

- 保護を受けていくうえで守ってもらわなければならないことをいくつか述べてきましたが、これらが守られない場合には、文書による指導、指示を行うことがあります。この指導、指示に従わない場合は、保護の変更や停止、廃止となることがあります。

知っておいて欲しいこと

- 国民年金の保険料は、保護を受けている間は、免除（法定）されますので、市役所に相談してください。
- NHKの受信料は、申請すると免除されます。
- 固定資産税は、減額又は免除されることがありますので市役所に相談してください。



介護サービスの利用

- あらたに介護サービスを受ける場合は、福祉事務所へ申請書の提出が必要であるとともに、介護保険法による諸手続きが必要となります。福祉事務所又は介護機関もしくはケアマネージャー等に相談してください。なお、介護保険証はサービス利用時に必要ですので大切に保管してください。



病気療養について

- 国民健康保険は、保護を受けると利用できなくなるので、保険証は必ず市役所に返してください。（健康保険等の医療保険に加入している人は、引き続き利用できます。）
- 新しく病院に行く場合は、福祉事務所で診療依頼書の交付を受けてから受診してください。ただし緊急な場合は福祉事務所への電話連絡でもかまいません。診療依頼書は病院ごとに必要です。
- 2回目以降の通院については、診療依頼書は不要ですが、前回の通院から3ヶ月を経過している場合は、あらたに診療依頼書の交付を受ける必要があります。
- 土日・祝日、夜間等に診療依頼書の交付を受けず受診した場合は、後日必ず福祉事務所へ連絡してください。

- 入院時と退院時には、必ず福祉事務所に連絡してください。

- 通院治療を受ける場合は、近くの病院で受診してください。

気ままに病院を変えたり、同じ病気で何ヶ所もの受診はしないようにしてください。

- 調剤薬局はあちこち利用せず、出来るだけ統一してください。

- お薬をもらうときは、病院でも薬局でも必ずお薬手帳を出してください。

お薬手帳は一人一冊にして、同じ手帳を使用してください。

- 主治医とも相談のうえ、価格が安く効用に差がない「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」の利用をお願いします。



- 施術（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう）を受ける場合は、医師の同意が必要な場合がありますので、事前に担当ケースワーカーに相談してください。

種別	医師の同意
打撲、捻挫	不要
脱臼、骨折	応急処置に限り不要。
あん摩・マッサージ、はり・きゅう	必要

ほうもん

訪問などについて

- ケースワーカーが定期的^{ていきてき}に訪問^{ほうもん}します。あなたの秘密^{ひみつ}は守^{まも}られますので、何^{なん}でも相談^{そうだん}してください。



生活保護についての問い合わせ先



〒787-8501

しまんとし なかむらおおはしどおり ちょうめ ばんち
四万十市中村大橋通4丁目10番地

しまんとし ふくし じむ しよ せいかつ ふくし かり
四万十市福祉事務所 生活福祉係

でんわ ばんごう
電話番号

0880-34-1781

ばんごう
ファックス番号

0880-34-1880

E-mail

seiho@city.shimanto.lg.jp